

## 報告

## チームとしての学校の在り方からみる スクールソーシャルワーカーの役割

今村 浩司\* 下田 学\*\*

### <要 旨>

2008（平成20）年にスクールソーシャルワーカー活用事業が開始し8年目を迎えている。その間に、いじめや虐待、不登校、発達障害関連といった子供自身および学校が抱える課題について活動を展開し、一定の実績を残してきた。福岡県においては、現在、全60市町村のうち56市町村でスクールソーシャルワーカー事業が展開されており、子供、家族、学校現場、教育行政からの期待の現われでもあると認識している。一方で、文部科学省は、近年の学校課題の1つである「適正な教員の業務量」を目指し、2014（平成26）年から「チームとしての学校（以下、チーム学校）」に関わる事項の議論を進めるため中央教育審議会へ諮問を行った。チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会での議論は、全17回の協議を終え、2015（平成27）年12月21日に答申としてまとめられた。これまでに、いじめ対策等総合推進事業や子供の貧困といった施策の中で活用を明言されたスクールソーシャルワーカーについて、今回、新たに「チーム学校」においても役割を担うこととなった。本稿では、これまで展開してきた学校教育やスクールソーシャルワーカー事業を整理し、これから期待されるチーム学校とスクールソーシャルワーカーの役割を明確化することを目的とする。

キーワード：チーム学校、スクールソーシャルワーカー、学校教育

### 1. 学校教育の経過と現状

#### （1）時代や社会状況を反映した課題に対する学校教育での対応

日本の学校教育制度の歴史は、江戸時代に遡るとされている<sup>1)</sup>。今日に至るまでの間、学校教育は、その時代ごとの背景に応じた社会問題に向き合ってきた。ここでは、教員以外の専門者の学校への関わりについて概観してみる。まず、1894（明治27）年前後、当時は、学校環境衛生に関する課題と健康面に着目した身体検査が実施されることから、「学校医」の導入に至ったといわれている<sup>2)</sup>。次に、1905（明治38）年前後には、感染症の課題に対応するため、「学校看護婦」が配置されることとなった<sup>3)</sup>。その後、関係法令の改正等により、学校看護婦は現在の「養護教諭」となり、原則として学校に必置となった。以降、専門者の導入は試される

ことなく経過する。しかし、学校が抱える課題は、戦前戦後も含めて大きく変化し、その度に、学校教育としての対応を行ってきた。例えば、戦後は孤児や障害児に対しての活動、高度経済成長期には非行への対応などが挙げられるが、それ以降は、家庭内暴力や登校拒否・不登校、いじめなど現在の社会問題や学校教育の課題に関連する内容のものが徐々に出現するようになった。これに対して、学校は、生徒指導の強化や教育相談の充実、適応指導教室の設置などの対応を行っている。1995（平成7）年には、スクールカウンセラーが導入されるが、その後も、登校拒否・不登校やいじめ、虐待、暴力行為<sup>(1) 4)</sup>等は、引続き課題として取り上げられることになる。このような状況を鑑みて、2008（平成20）年にスクールソーシャルワーカーが導入されることとなった。

\* 西南女学院大学保健福祉学部福祉学科

\*\* 九州工業大学

## （２）現在の子供たちを取り巻く課題

不登校や暴力行為といった課題については、依然として顕著な改善は見られていない。それらの要因には、子供自身、家庭、学校のそれぞれに係る様々な状況や背景があり、それらが複雑に絡み合っていることも多い。そのため、文部科学省や地方教育行政が行うマクロレベルでの計画・施策・事業だけでは改善に至ることは難しく、地域や学校、家庭、個人といったマイクロ・メゾレベルでの協働した対応が求められる。

発達障害に関連する問題は、近年、スクールソーシャルワーカーへの相談件数が多い課題の1つである。発達障害を含めた障害のある子供への修学支援については、2014（平成26）年障害者権利条約批准や2016（平成28）年障害者差別解消法施行などにより、学校教育における合理的配慮や具体的支援といった観点での対応が求められるであろう。性同一性障害については、2015（平成27）年に文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が通知されており、各自治体や学校教育において、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められる。

また、近年、メディア等で多く取り上げられるいじめや自殺、虐待についても、人権侵害に直接関連する重大な課題である。いじめについては、2006（平成18）年にいじめの定義が改められ、いじめの件数の呼称も「発生件数」から「認知件数」へと変更された。以前は、「いじめはあってはならない」という認識の強さから、認知件数の捉え方にばらつきがみられていたが、2011（平成23）年に起こった大津市のいじめ自殺事件以降、認知件数が増加している<sup>5)</sup>。その後、いじめ対策等総合推進事業をはじめとする施策が出されているが、一方で、2015（平成27）年の岩手県はいじめ自殺事件が起こるなど、今なお対応策が求められている課題である。スクールソーシャルワーカーにおいても、現場でのいじめへの対応はもとより、各自治体におけるいじめ防止基本方針に沿った専門的な関与も増えている状況である<sup>(2) 6)</sup>。自殺問題は、いじめとの関連もある大きな懸念事項である。日本の総自殺者数は、近年、減少傾向にあり、2015（平成27）年には、18年ぶりに25,000人を下回る結果となった。これらは、社会情勢に加え、国の施策や各自治体での取り組み等が重なった結果であると考えられる。しかし、19歳以下の者について限定してみると、減少でなく横ばい状況である<sup>(3)</sup>。これに対して、2016（平成28）年に改正された自殺対策基本法においては、初等中等教育に

おける自殺予防教育導入の実施を謳っている。虐待は、2000（平成12）年の児童虐待防止法の施行以降、相談件数は増加の一途を辿っている。2014（平成26）年度の「福祉行政報告例の概況」から被虐待児童の年齢構成の割合をみると、0～3歳未満19.7%、3歳～学齢前23.8%、小学生34.5%、中学生14.1%、高校生・その他7.9%である。義務教育範囲が約半数を占めており、小学・中学校での虐待予防、虐待対応が期待される。また、虐待内容としては、心理的虐待43.6%、身体的虐待29.4%、ネグレクト25.2%、性的虐待1.7%となっている<sup>7)</sup>。2013（平成25）年度以降、心理的虐待が増加しているが、その内容としては、DVや兄弟への虐待行為によるものが増えていると考えられる<sup>(4) 8)</sup>。一般的に、虐待の背景に貧困や障害の課題が隠れていることが多い状況を踏まえると、家庭環境要因に目を向けたきめ細やかな対応が望まれる。奥村は、スクールソーシャルワーカーの対応に関して、児童虐待の中でも「ネグレクト」の相談が多いことを示している<sup>(5) 9)</sup>。

## （３）日本の教員の実態

### ① 過酷な労働状況

わが国の学校教育においては、これまで「教員が総合的に評価し、指導することで教育成果をあげてきた」といっても過言ではない。事実、学力向上においては各調査結果<sup>(6) 10)</sup>からその成果が明らかに見て取れる。また、筆者らが福祉専門職である立場から振り返ると、児童福祉や地域福祉の領域が、どの程度子供たちへの教育や支援に関わったのかを疑問に感じている。現在では、スクールソーシャルワーカーという職種が拡大してきているが、これまでは、児童福祉機関といえは措置をする組織であり、予防的な観点で介入する機会は少なかった。結果、福祉の一部を教員の活動に任せてきた経緯があることは否定できない。この点においても、学校教育や教員の功績が挙げられる訳であるが、一方で、残業をせざるを得なくなるなど教員の負担となっている側面もある。前述した子供たちが抱える課題については、学校環境だけの課題というよりは、家庭環境や地域環境が複雑に絡んだものが多く、これらの課題改善のために時間を要することは容易に想像できる。2013（平成25）年に行われたOECD<sup>(7) 11)</sup>による「国際教員指導環境調査（TALIS）」によると、1週間あたりの勤務時間数は日本が平均53.9時間であるのに対し、諸外国の平均は38.3時間であり、日本は諸外国の中で最長の勤務時間となっている<sup>12)</sup>。また、「平成18年度教員勤務実態調査の概要」では、1ヶ月あ

たりの残業時間は約42時間であり、1966（昭和41）年度調査時の残業時間約8時間と比較すると、34時間も増加しているという結果が出ている。

## ②教員のメンタルヘルスに関する課題

①の過酷な労働状況に伴い、教員のメンタルヘルスに関する課題も継続している。文部科学省の委託調査として東京都教職員互助会およびウェルリンク株式会社が2008（平成20）年に実施した「教員のメンタルヘルス対策および効果測定」の調査（対象：教職員、N=1,177）において、「普段の仕事では、どの程度身体が疲れるか」の質問では、「とても疲れる：44.9%」「やや疲れる：47.6%」「あまり疲れない：5.9%」「全く疲れない：0.3%」「どちらともいえない：0.7%」「未回答：0.6%」の回答であった。このうち、「とても疲れる」「やや疲れる」の両方合わせた回答率は92.5%にもなった<sup>13)</sup>。また、「平成26年度公立学校教職員の人事行政状況調査」および「平成22年度教育職員に係る懲戒処分等の状況について」から精神疾患による病気休職者数をみると、1998（平成10）年度は、1,715人であったが、10年後の2008（平成20）年度には5,400人となり、約3倍に増加している。その後は、2009（平成21）年度の5,458人をピークに、5,000人前後の横ばいで経過している<sup>14) 15) 16)</sup>。これは、近年、国や自治体がメンタルヘルスケアに積極的に取り組み始めたためであると考えられる。2015（平成27）年12月はストレスチェック制度が施行されており、今後さらに効果が期待されることである。しかしながら、子供への教育に携わる学校教員に関して、これだけの欠員が出ている現状は、大きな課題の1つとして考えるべきである。

## （4）これから迎える時代

2015（平成27）年8月26日に今後の教職員定数の在り方を提言している「教職員等の指導体制の在り方に関する懇談会」の中で、次の言葉を取り上げ、これから子供たちが迎える時代について予測している。「今の子供たちの65%は、大学卒業時に、今は存在していない職業に就く」<sup>(8)</sup>「今後10～20年で、雇用者の約47%の仕事が自動化される」<sup>(9)</sup>。このように将来の変化を予測することが困難な時代を生きる子供たちに対しては、社会の変化に受け身で対処するのではなく、自ら課題を発見し、他者と協働してその解決を図り、新しい知・価値を創造する力を育成することが喫緊の課題であるとしている<sup>17)</sup>。その時代に応じた取組みを

行ってきた学校教育であるが、これまで述べてきた学校現場での課題改善に加え、新たな子供たちへの創造力育成が期待される中、どのように対応していくべきかが問われている<sup>18)</sup>。

## 2. チーム学校について

### （1）チーム学校の概要

第1章のような学校教育の現状を受け、2015（平成27）年12月21日に中央教育審議会から「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」の答申（以下、答申）がまとめられた<sup>19)</sup>。この答申では、「子供たちが今後、変化の激しい社会の中で生きていくためには、時代の変化に対応して、子供たちの様々な力を身に着けさせることが求められており、これからもたゆまぬ教育水準の向上が必要である。そのためには、教育過程の改善のみならず、それを実現する学校の体制整備が必要不可欠である」とし、「チーム学校」の実現に向けた方策をまとめている。体制整備の内容として、まず、子供たちが多様な人々とのつながりを保ちながら学ぶことができる環境となるよう、「社会に開かれた教育過程」の実現を目指すとしている。次に、一人一人の子供の特性に応じたふさわしい方法を選択しながら実践する「指導方法の不断の改善」が重要となる。また、学校全体としての取組みを通じて、教科等や学年を超えた組織運営の改善を行う「カリキュラム・マネジメント」、複雑化・多様化した生徒指導上の課題解決のための「心理や福祉に関する専門スタッフの活用」などがある。

また、チーム学校を実現するためには、3つの視点に沿って施策を講じることが重要としている。1つ目は、「専門性に基づくチーム体制の構築」である。これは、教員が学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むことができるようにするため、指導体制の充実を図っていくことである。加えて、心理や福祉等の専門スタッフについて、学校の職員として法令に位置付け、職務内容等を明確化すること等により、質の確保と配置の充実を進めるとしている。2つ目は、「学校のマネジメント機能の強化」である。専門性に基づくチーム学校を機能させるため、優秀な管理職を確保するための取組みや、主幹教諭の配置促進、事務機能の強化などにより、校長のリーダーシップ機能を強化し、これまで以上に学校のマネジメント体制を強化していく。最後3つ目が、「教員一人一人

が力を発揮できる環境の整備」である。これは、教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようにするため、人材育成の充実や業務改善等の取組みを進めていく内容である。

## （2）その他に関連する答申

中央教育審議会から「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」と同日に出された答申として「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」と「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」がある。子供たちがこれからの時代を生き抜いていけるような教育を展開するには、チーム学校の推進とともに「教員の資質能力の向上」や「地域との協働」が必要不可欠であり、またそれらは相互に関係し、影響し合うものと捉えている。「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」では、新たな教育課題として、通級指導など特別支援教育、小学校英語等の専科指導、いじめ・道徳対応の強化、ICTを用いた指導法、アクティブ・ラーニングの視点からの不断の授業改善等を挙げ、そのための教員研修や養成について触れている<sup>20)</sup>。また、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」は、学校がコミュニティスクール<sup>(10) 21)</sup>として進んでいくことは当然とし、さらには、より地域社会の子供への関わり（地域教育）を活性化させる連携構造が必要であるといったモデルを提示しているのが特徴である<sup>22)</sup>。

## （3）チーム学校におけるスクールソーシャルワーカーの位置づけ

チーム学校の視点の1つである「専門性に基づくチーム体制の構築」として、「教員以外の専門スタッフの参画」の中でスクールソーシャルワーカーが位置づけられている。生徒指導に関する課題解決に当たっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得ることが重要であるとされており、教育委員会がそれぞれの活動指針等を策定し、学校の教職員に対して周知することが求められている。課題を専門スタッフのみに任せるのではなく、教員が中心となりスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとともに連携・分担して取り組むことが重要となる。学校としては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割等を明確化し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを生徒指導や教

育相談の組織に有機的に位置づけ、教職員に周知徹底していくことが必要となる。また、チーム学校においてスクールソーシャルワーカーが機能するための方策として、「国は、将来的には学校教育法等において正規の職員として規定するとともに、義務標準法において教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることを検討する」と示している。

## 3. スクールソーシャルワーカー事業の展開

### （1）スクールソーシャルワーカー事業の経過

近年の子供たちの抱える課題を解消する1つの取組みとして、スクールソーシャルワーカーに関する事業が展開されてきた。日本におけるスクール（学校）ソーシャルワークの初めての取組みは、1981（昭和56）年の埼玉県所沢市での導入に遡る。その後、2000（平成12）年度から兵庫県赤穂市、2001（平成13）年度に香川県、2002（平成14）年度に茨城県結城市と千葉大学附属小学校、2005（平成17）年度に大阪府、2006（平成18）年度には東京都杉並区と兵庫県での活動へと続く<sup>23)</sup>。2007（平成19）年度からは文部科学省の「問題を抱える子ども等の自立支援事業」の一環としてスクールソーシャルワーカーを導入する自治体が増えている。そして、翌年、2008（平成20）年度に「スクールソーシャルワーカー活用事業（以下、活用事業）」が開始されることとなった<sup>24) 25)</sup>。

活用事業は、全国141地域で展開された調査研究事業、いわゆるモデル事業であり、予算規模は約15億円であった。調査研究事業の内容としては、①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、③学校内におけるチーム体制の構築、支援、④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供、⑤教職員等への研修活動等であった<sup>26)</sup>。当時、1000名弱のスクールソーシャルワーカーが誕生したとされる。翌年になると、活用事業は、急遽、モデル事業から国庫補助事業へ変更となり、残念ながら活用事業を取りやめる自治体が増え、スクールソーシャルワーカーは550名程度まで激減することになるが、現在も活用事業は継続されており、着実に実績を積み重ねている。自治体での単独事業も増えてきており、活用事業と合わせると全国的に配置されている人数は年々増加している状況である。特に近年は、いじめ対策等総合推進事業や子供の貧困への対策としてスクールソーシャルワーカーを

活用する方向となっており、増加傾向が強くなっている。スクールソーシャルワーカーが対応した子供たちの抱える課題種別は、全国的なデータからみると「不登校」が多く、次いで「発達障害に関連した課題」「心身の健康・保健に関する課題」「児童虐待」「友人関係」「非行・不良行為」の順となっている。それぞれの課題について、「家庭環境の課題」との関連が強いといえる。また、スクールソーシャルワーカー事業においてスクールソーシャルワーカーとして従事する者が保有する資格の割合は、2008（平成20）年度当初は、社会福祉士と精神保健福祉士とを合わせて28.7%であったが、2014（平成26）年度には約72%となっており、福祉専門職の割合が増えている<sup>27)</sup>。

## （2）福岡県のスクールソーシャルワーカー事業の取り組み

ここで、全国的にみても積極的な取り組みを行っている福岡県の取り組みを紹介する。福岡県では、2007（平成19）年の荏田町における「問題を抱える子ども等の自立支援事業」により、スクールソーシャルワーカー1名が活動を行っており、これが最初の取り組みとなっている。また、同年、本事業外であるが北九州市の今町小学校にてスクールソーシャルワーカーの活用を進めた実績がある。2008（平成20）年の活用事業では、14市町村で実施され、18名のスクールソーシャルワーカーが他県同様に活動をはじめた。その後、県はすべての市町村教育委員会がスクールソーシャルワーカー事業を推進することを目指して、2年ごとに活用事業の指定市町村を替える試みを展開した。別途、政令指定都市である福岡市、北九州市においては、県と異なる形で事業を推進した<sup>28)</sup>。結果、2014（平成26）年度には全60市町村のうちの34市町村でスクールソーシャルワーカー事業が実施され、スクールソーシャルワーカーの配置数は80人を超えた<sup>29)</sup>。このうち社会福祉士や精神保健福祉士の資格の保有率は、ほぼ100%であり、全国的な割合から見ても高い。また、福岡県教育委員会としてのスーパービジョン体制を確立しており、6教育事務所に対してスーパーバイザーを配置している。また、福岡市と北九州市、中核市である久留米市においてもスーパービジョンが展開されている。その他の特徴として、福岡県スクールソーシャルワーカー協会という職能団体が設立しており、スクールソーシャルワーカーの育成や専門性の向上、会員サポート、県内市町村へのスクールソーシャルワーカーの推薦といった取り組みを行っていることなどが挙

げられる。

## （3）成果と課題

スクールソーシャルワーカー活用事業開始から8年目を迎えている。先行研究や実践報告では、児童虐待や発達障害を含めた特別支援教育に関連した内容等でのスクールソーシャルワーカーの成果が示されており、スクール（学校）ソーシャルワーク実践については一定の実績を残したといえる<sup>30)</sup>。ミクロレベルからメゾレベルの実践としては、学校におけるケースマネジメントの展開や校内体制づくりなどがあげられる。門田は、学校ソーシャルワークにおいて「パワー相互作用モデル」を提示し、そのモデルを展開・実践する手法の1つとして「学校ケースマネジメント」を挙げている<sup>(11) 31)</sup>。奥村は、ネグレクトが疑われる不登校事例の支援を通して「学校ケースマネジメント」の有効性を明らかにしている<sup>32)</sup>。西野は、配置校型での援助プロセスからスクールソーシャルワーカーが「校内体制の構築」に寄与できること示し<sup>33)</sup>、また小学校の子供の虐待に関する「チームアプローチ」においてスクールソーシャルワーカーの役割をまとめている<sup>34)</sup>。

一方で、これまでのスクールソーシャルワーカー事業の展開から見えてきた課題も多い。まずは「人材の確保」と「専門性の担保」である。「いじめ対策」「子供の貧困対策」「チーム学校」等の配置推進などから、今後も多くのスクールソーシャルワーカーの導入が見込まれる。しかし、大学におけるスクール（学校）ソーシャルワーク教育過程認定事業<sup>(12) 35)</sup>修了者の任用実績は少なく、専門職能団体等における育成・専門性向上を目指した研修体制・サポート体制も確立していない。スーパービジョン体制についても充実したものとはいえない。また、福祉専門職としての身分保障も課題である。全国的にもほとんどのスクールソーシャルワーカーが嘱託や非常勤で働いている状況であり、今後も人材を確保しつつ事業を推進していくためには、常勤化ということも大きな目標となる。スクール（学校）ソーシャルワークの実践については、「派遣型」「拠点巡回型」「配置型」<sup>(13) 36)</sup>といった方法があり、どの実践方法が有効に機能するかは、各自治体の状況や各自治体のスクールソーシャルワーカーの活用方法によると考えている。いずれの実践方法であっても、事業として子供へ支援を「補完的」に行うのではなく、「予防的」に行えるようなスクールソーシャルワーカー事業の体制づくりが重要であり、その促進が課題であるといえる。

#### 4. チーム学校とスクールソーシャルワーカー事業の関係

##### (1) チーム学校でのスクールソーシャルワーカーの活用について

###### ①学内外の協働体制づくりから

スクールソーシャルワーカー事業の活動実績の1つとして、「学内外の協働体制づくり」が挙げられる。具体的には、個別ケースにおける学内外のコーディネーターやケースマネジメントなどである。表向きには、ケース会議が取り上げられることが多いが、ケース会議は学校ケースマネジメントの中の1つの展開場面と捉えられる。今回のチーム学校の内容には、「専門性に基づくチーム体制の構築」や「学校のマネジメント機能の強化」が視点として盛り込まれている。まず、スクールソーシャルワーカーとしては、基本的なチームとして「学内チーム」を構成し、ケースの状況に合わせて「学内外チーム」へと柔軟に移行するチームづくりを目指してきたといえる。また、学校ケースマネジメントにおいても、個別ケースについて校長の指示のもとで展開することを常に意識して活動を行っている。学校体制づくりを意識したチーム学校であるが、その内容は組織レベルのスケールとなるため、画一的な対応になりやすいと考える。子供たちの状況に合わせて柔軟に対応するためには、これまでのスクールソーシャルワーカーの活動実績を参照してもらいたい<sup>37)</sup>。また、その機能や役割を十分に理解いただき、チーム学校において活用してほしい。

###### ②役割分担のイメージから

答申において、図1のチーム学校による教職員等の役割分担の転換（イメージ）を示している。このイメージは、新たな教育課題（通級指導など特別支援教育、小学校英語等の専科指導、いじめ・道徳対応の強化、ICTを用いた指導法、アクティブ・ラーニングの視点からの不断の授業改善等）への対応を目的としている。その対応を実現するには、これまで教員が担っていた「子供の心理的サポート」や「学校運営事務」、「指導補助業務」などの業務を教員以外の専門スタッフや地域連携を担当する教職員が分担して行うことが必要不可欠となる。しかしながら、図1のようなチーム学校における役割分担は、ただの縦割り業務の印象でありチームとしてのイメージが持ちづらい。前述の答申において、「教員の業務の見直し」については、「専門スタッフの参画は、学校において単なる業務の切り分けや代替を進めるものではなく、教員が専門スタッ

フの力を借りて、子供たちへの指導を充実するために行うものである。言い換えれば、教員が専門スタッフに業務を完全にバトンタッチするものではなく、両者がコラボレーションし、より良い成果を生み出すために行うものである」と示されている。現在のスクールソーシャルワーカー事業において、家庭訪問がスクールソーシャルワーカーの専門的業務のように一人歩きしているが、それはあくまでも福祉の専門家として有効に働くものであり、教員が行う家庭訪問とは目的や専門性が異なるものと考えている。この考え方からすると、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を行うから教員が家庭訪問を行わなくて良いという考えには至らないと整理ができる。このように、図1のような業務項目ごとの分担は意味をなさない。むしろ項目1つ1つについて、教職員や専門スタッフが分担するイメージであり、例えば、子供の心理的サポートの1つの項目について、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、指導教員、養護教諭、地域連携教員等が連携して対応できる体制などが現実的ではないかと考える。そのレベルでの連携でいえば、スクールソーシャルワーカーのコーディネーター力やマネジメント力が発揮されるところでもある。

##### (2) スクールソーシャルワーカー事業への影響

スクールソーシャルワーカーは、学校の中で一任職であるため、自治体によっては業務を丸投げされる場面も少なくはなかったといえる。答申では、「学校内に有機的に位置づけられ、あくまでも校長や生徒指導担当教員のマネジメントの下、活動がなされる」旨の説明がある。本来あるべき、学校管理のもとに動く体制が明記されたといえる。次に、答申で示された「職務内容の明確化」「配置の拡充」「学校教育法における正規職員としての検討」は、これまでのスクールソーシャルワーカー事業の課題部分であり、それを一部解消できる内容が盛り込まれた点は大きい。また、スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領においては、スクールソーシャルワーカーとして選出する者を社会福祉士や精神保健福祉士などの福祉専門職に限定していない。しかし、答申では、ケース会議における取り組み調査をもとに、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者をスクールソーシャルワーカーとして選考すべきであると明確に示されている。福岡県において実施されている福祉の有資格者を条件とした任用が、今後、全国的に展開される可能性が出てきたといえる。

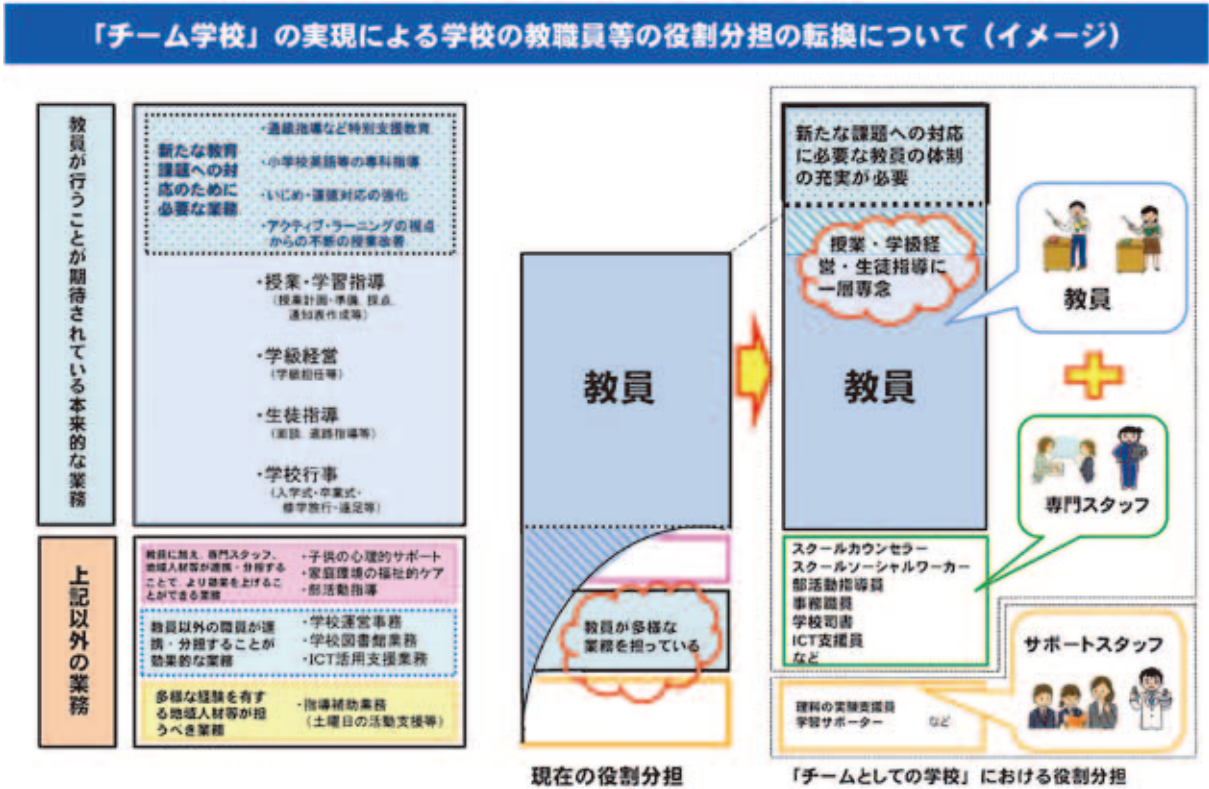


図1 「チーム学校」による教職員等の役割分担の転換（イメージ図）

（出典）中央教育審議会、『チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）』2015年、26頁

### （3）スクールソーシャルワーカーの役割

チーム学校におけるスクールソーシャルワーカーの位置づけから、改めて、スクールソーシャルワーカーの役割を整理してみる。まず、これまでと同様に、個別ケースにおける学内外の協働体制づくりを着実に進めていくことである。この取組みが今後のチーム学校における体制づくりに生きてくるであろうと考えている。次に、教員の負担軽減である。負担には、物理的負担と心理的負担がある。答申は、物理的負担の軽減をイメージしたものであるが、スクールソーシャルワーカーの活動から考えると心理的負担の軽減において効果が出やすい。学校全体ではチーム学校として体制をとり、個別対応部分ではスクールソーシャルワーカーを活用し、より丁寧で柔軟なプランを作成・実施できることは教員としては何よりも心強く、負担軽減につながるのではないかと考えている。さらに、文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」からすると、スクールソーシャルワーカーと言えば、「連携」「協働」「チーム」「つなぎ」といったキーワードが先立って出てくるが、学校という現場でより機能しやすい専門性は、子供たちの「状況分析」であろうと考えている。子供たちの抱える課題が複雑化してい

る中で、課題の本質を見抜くこと、いわゆる課題を可視化していくアセスメントは学校において欠かせない作業となる。答申では、「我が国の子供たちの課題としては、例えば、判断の根拠や理由を示しながら自分の考えを述べることについて弱い面があることや、自己肯定感や学習意欲、社会参画の意識等が国際的に見て低いことなどが指摘されており、新しい時代の子供たちに必要な資質・能力を育むために、教育活動を更に充実し、子供の自信を育み能力を引き出すことが求められている。また、成熟した現代社会において、新たな価値を創造していくためには、一人一人が互いの異なる背景を尊重し、それぞれが多様な経験を重ねながら、様々な得意分野の能力を伸ばしていくことが、これまで以上に強く求められている」と述べられている。やはり、社会的な風潮や既存のルールといった社会システムを画一的に基準とするのではなく、個々の状況を見ながら能力を発揮させ、成長・発達の可能性を追求していくことこそ、これからの教育に求められる点である。スクールソーシャルワーカーとしても、生活モデル<sup>(14) 38)</sup>の視点を持った専門者として、個人の権利を擁護する立場であることを認識し、学内で活動していかなければならない。このような専門性は、教育

や学校現場で役に立つものであり、チーム学校の推進においても有効性を示すこととなるであろう。ニッポン一億総括プランでは、2019（平成31）年には中学校区モデルでのスクールソーシャルワーカー事業の実施を掲げている<sup>39)</sup>。このことも意識し、予防的対応を前提とした事業が展開されるように務めていくことも大きな役割といえる。

## 脚注

- (1) 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査—用語の解説」（文部科学省 2010）によると、「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分けるとしている。
- (2) 国が示す基本方針に沿って各自治体では、地域の実情に応じた基本的な方針の策定に取り組んでいる。「いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」（文部科学省 2013）では、組織等の設置（いじめ問題対策連絡協議会、教育委員会の付属機関等）についてまとめている。専門的知見で協議される各組織において、スクールソーシャルワーカーが福祉専門家として参画している。
- (3) 内閣府が警察庁自殺統計原票データ、総務省「人口統計」及び「平成22年国勢調査」から作成したデータでは、19歳以下の年齢階級別自殺死亡率は、2009（平成21）年：2.4%、2012（平成24）年：2.6%、2014（平成26）年：2.4%となっている。
- (4) 「子ども虐待対応の手引き」（厚生労働省 2013）によれば、心理的虐待の定義の中で、「配偶者やその他の家族などに対する暴言や暴力」をあげており、そのことによる心理的虐待は深刻になる場合がしばしば見られるとしている。また、2013（平成25）年の改正時において、被虐待児でない他のきょうだいについて虐待が認められなかった場合には、他のきょうだいについては心理的虐待として受理することとなった。
- (5) スクールソーシャルワーカーを対象とした児童虐待に関するアンケート調査において、スクールソーシャルワーカーの相談対応件数の約3割が虐待事例であり、なかでもネグレクトの相談件数が50%以上を占めていることを明らかにしている（奥村 2016）。
- (6) 「OECD 生徒の学習到達度調査（PISA2012）」（文部科学省 2013）では、数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシーの3分野において平均得点が調査開始以降、最高得点の結果となった（数学的リテラシー：2位、読解力：1位、科学的リテラシー：1位）。また文部科学省による「平成27年度全国学力・学習状況調査」の結果からは、標準化得点が低い県と全国平均の差は縮小しており学力の底上げが進展していることがわかった。
- (7) 「Organisation for Economic Co-operation and Development：経済協力開発機構」の略。現在の加盟国は35カ国。先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、1) 経済成長、2) 貿易自由化、3) 途上国支援に貢献することを目的としている（経済産業省 2016）。
- (8) キャシー・デビッドソン（ニューヨーク市立大学大学院センター教授）
- (9) マイケル・オズボーン（オックスフォード大学准教授）
- (10) コミュニティスクールとは、「学校運営協議会制度」ともいわれ、学校と保護者、地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みである。コミュニティスクールには保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べたりする取組が行われる（文部科学省 2011）。
- (11) 子供たちが抱える状況については、人間関係での「力関係」が大きく影響していることから、既存のソーシャルワーク実践モデルにおける「人と環境との相互作用」ではなく、「人と人」から「人と社会環境」までの相互作用に焦点を当てた「パワー交互作用モデル」を構築した。このモデルでは、良好なパワー交互作用へと促進するための手法として、「学校ケースマネジメント」を中心に据えている。学校ケースマネジメントでは、子供たちのニーズを満たすために、学校・家庭・関係機関および地域の協働によるサービス提供が主眼となる（門田 2010）。
- (12) (社) 日本社会福祉士養成校協会と(社) 日本精神保健福祉士養成校協会が2009（平成21）年から実施している事業。定められた認定過程を修了し、社会福祉士または精神保健福祉士の登録を受けた者は、「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修了者」と



- して修了証の交付を受けることができる。2016（平成28）年4月1日時点において、41の教育機関が教育課程認定校となっている（一般社団法人日本社会福祉士養成校協会 2016）。
- (13) 派遣型：教育委員会もしくは教育事務所に配置され、そこを拠点に対象となる小・中学校からの派遣要請に応じて学校訪問を行う。拠点巡回型：教育委員会により選定された特定の中学校区に配置され、そのなかでスクールソーシャルワーカーが活動を行う。配置型：教育委員会や教育事務所によって選定された特定の小学校や中学校に配置されて活動を行う（門田・奥村 2009）。
- (14) 生態学を背景理論としたエコロジカル・ソーシャルワークの代表的モデル。1980年にジャーメイン(Germain, C. B.)らによって体系化された。「適応」や「良好な適合状態」といった生態学の概念を用いながら、クライアントを治療の対象とするのではなく、環境との相互作用関係のなかに生きる生活主体者として捉え、さらにワーカーは個人と環境との接触面に介入するという点に特徴がある。人間がまさに「生活」をする状況、つまり、人と状況が相互作用を行なう「場」そのものを問題とし、その生活のひろがりや長期的な見通しのなかで問題を捉え、生活それ自体がもっている成長と発達および問題解決の力をすべて動員し、援助しているとする理論である（社団法人日本社会福祉士養成校協会 2005）。
- 6) 文部科学省 (2013):「いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1340774.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1340774.htm) (2016.10.31 閲覧)
- 7) 厚生労働省 (2015):「平成 26 年度 福祉行政報告例の概況 結果の概要」 [http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/14/dl/kekka\\_gaikyo.pdf](http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/14/dl/kekka_gaikyo.pdf) (2016.6.10 閲覧)
- 8) 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 (2013):「子ども虐待対応の手引き」 [http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/dv/dl/130823-01c.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/130823-01c.pdf) (2016.6.10 閲覧)
- 9) 奥村賢一:「スクールソーシャルワーカーが相談対応する児童虐待の実態と実践課題—配置型と派遣型の活動形態に焦点化して—」 福岡県立大学人間社会学部紀要, 24 (2): 41-60, 2016
- 10) 文部科学省 国立教育政策研究所 (2013):「OECD 生徒の学習到達度調査～2012年調査国際結果の要約～」 [http://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/pdf/pisa2012\\_result\\_outline.pdf](http://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/pdf/pisa2012_result_outline.pdf) (2016.6.20 閲覧)
- 11) 経済産業省 (2016):「OECD とは」 [http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/oecd/html/](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/oecd/html/) (2016.6.20 閲覧)
- 12) 白杵健太郎:「国際的にみる日本の教員の勤務実態—2013年 OECD 国際教員指導環境調査 (TALIS) から—」 京大大学生涯フィールド研究, 4 (15): 97-105, 2016
- 13) 東京都教職員互助会, ウェルリンク株式会社:「文部科学省委託・新教育システム開発プログラム「教員のメンタルヘルス対策および効果測定」, 調査結果報告書修正版, 2008

## 文 献

- 1) 国立教育政策研究所 (2012):「我が国の学校教育制度の歴史について」 [https://www.nier.go.jp/04\\_kenkyu\\_annai/pdf/kenkyu\\_01.pdf](https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/pdf/kenkyu_01.pdf) (2016.6.1 閲覧)
- 2) 衛藤隆:「学校医のあり方と活かし方」 母子保健情報, 68: 61-63, 2014
- 3) 守屋美由紀, 津島ひろ江:「学校に配置された看護師の職制と職務に関する一考察」 川崎医療福祉学会誌, 13 (1): 127-131, 2003
- 4) 文部科学省 (2010):「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査—用語の解説」 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/shidou/yougo/1267642.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/shidou/yougo/1267642.htm) (2016.10.28 閲覧)
- 5) 生徒指導・進路指導研究センター 編 (2013):「いじめの認知件数」 <https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf11.pdf> (2016.6.1 閲覧)
- 14) 文部科学省 (2015):「平成 26 年度公立学校教職員の人事行政状況調査について(概要)」 [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2015/12/25/1365252\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/12/25/1365252_01_1.pdf) (2016.6.29 閲覧)
- 15) 文部科学省 (2011):「病気休職者数等の推移(平成 13 年度～平成 22 年度), 平成 22 年度 教育職員に係る懲戒処分等の状況について」 [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2011/12/22/1314343\\_14.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/12/22/1314343_14.pdf) (2016.6.29 閲覧)
- 16) 文部科学省 (2012):「教員のメンタルヘルスの現状」 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/088/shiryo/\\_icsFiles/afieldfile/2012/02/24/1316629\\_001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/088/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2012/02/24/1316629_001.pdf) (2016.6.30 閲覧)

- 17) 文部科学省 (2015):「教職員等の指導体制の在り方に関する懇談会(提言)」 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/hensei/003/\\_icsFiles/afielddfile/2015/09/11/1361243\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hensei/003/_icsFiles/afielddfile/2015/09/11/1361243_1.pdf) (2016.7.1 閲覧)
- 18) 文部科学省 (2015):「教育課程企画特別部会 論点整理」 [http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afielddfile/2015/12/11/1361110.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afielddfile/2015/12/11/1361110.pdf) (2016.7.8 閲覧)
- 19) 中央教育審議会 (2015):「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/\\_icsFiles/afielddfile/2016/02/05/1365657\\_00.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afielddfile/2016/02/05/1365657_00.pdf) (2016.6.1 閲覧)
- 20) 中央教育審議会 (2015):「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申)」 [http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afielddfile/2016/01/13/1365896\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afielddfile/2016/01/13/1365896_01.pdf) (2016.6.1 閲覧)
- 21) 文部科学省 (2011):「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/community/](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/) (2016.10.31 閲覧)
- 22) 中央教育審議会 (2015):「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/\\_icsFiles/afielddfile/2016/01/05/1365791\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afielddfile/2016/01/05/1365791_1.pdf) (2016.6.1 閲覧)
- 23) 文部科学省 (2006):「学校等における児童虐待防止に向けた取組について(報告書)」 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/06060513/\\_icsFiles/afielddfile/2016/04/08/1235293\\_001.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06060513/_icsFiles/afielddfile/2016/04/08/1235293_001.pdf) (2016.7.12 閲覧)
- 24) 田中尚:「スクールソーシャルワークの展開と今日的意義」岩手県立大学社会福祉学部紀要. 15:13-20, 2013
- 25) 日本学校ソーシャルワーク学会 編:「スクールソーシャルワーカー養成テキスト」第4章自治体における学校ソーシャルワークの取り組み. pp.209-261, 中央法規出版, 2008
- 26) 文部科学省 (2013):「参考 スクールソーシャルワーカー 活用事業実施要領等」 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/\\_icsFiles/afielddfile/2013/10/21/1340480\\_05.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afielddfile/2013/10/21/1340480_05.pdf) (2016.7.12 閲覧)
- 27) 文部科学省 初等中等教育局 (2015):「学校における教育相談に関する資料」 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/120/gijiroku/\\_icsFiles/afielddfile/2016/02/12/1366025\\_07\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/120/gijiroku/_icsFiles/afielddfile/2016/02/12/1366025_07_1.pdf) (2016.7.12 閲覧)
- 28) 門田光司・富島喜揮・山下英三郎・山野則子(編):「スクール(学校) ソーシャルワーク論」第6章 スクール(学校) ソーシャルワークの支援方法. pp.109-198, 中法法規出版, 2012
- 29) 土井幸治:「全国におけるスクールソーシャルワーカー事業の実態」学校ソーシャルワーク研究. 報告書:3-50, 2016
- 30) 高良麻子:「児童虐待におけるスクールソーシャルワーカーの役割に関する一考察-児童相談所と小学校との連携に注目して-」学校ソーシャルワーク研究. 3:2-13, 2008
- 31) 門田光司:「学校ソーシャルワーク実践-国際動向とわが国の展開-」第4章3節 パワー交互モデルの構築. pp.135-174, ミネルヴァ書房, 2010
- 32) 奥村賢一:「不登校生徒に対する家族支援を中心とした学校ソーシャルワーク実践-放任的虐待が疑われる事例への学校ケースマネジメント-」学校ソーシャルワーク研究. 36(4):331-338, 2011
- 33) 西野緑:「配置校スクールソーシャルワーカーの有効性と課題-虐待養育環境にある子どもに対するスクールソーシャルワーカーの援助プロセスを通して-」学校ソーシャルワーク研究. 4:28-41, 2009
- 34) 西野緑:「子ども虐待におけるチーム・アプローチの成果とスクールソーシャルワーカーの役割-教職員への聞き取り調査から-」学校ソーシャルワーク研究. 10:2-14, 2015
- 35) 一般社団法人日本社会福祉士養成校協会 (2016):「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤とした スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」 [http://www.jascs.jp/ssw/20160623\\_1\\_SSWkitei.pdf](http://www.jascs.jp/ssw/20160623_1_SSWkitei.pdf) (2016.7.26 閲覧)
- 36) 門田光司, 奥村賢一:「スクールソーシャルワーカーの仕事-学校ソーシャルワーク実践ガイド-」第2章2節 学校ソーシャルワーク実践の視点. pp.57-61, 中央法規出版, 2009
- 37) 福岡県スクールソーシャルワーカー協会 編:「スクールソーシャルワーカー実践事例集」中央法規出版, 2014
- 38) 社団法人日本社会福祉士養成校協会 (2005):「わが国の社会福祉教育, 特にソーシャルワークにおける基本用語の統一・普及に関する研究 報告書」 [http://www.jascs.jp/researchpaper/h15\\_yougo\\_report.pdf](http://www.jascs.jp/researchpaper/h15_yougo_report.pdf) (2016.10.31 閲覧)
- 39) 首相官邸(2016):「ニッポン一億総活躍プラン(閣議決定)」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/pdf/plan1.pdf>（2016.8.4  
閲覧）

## The Role of School Social Workers as a Team at School

Kouji Imamura \*, Manabu Shimoda \*\*

### <Abstract>

It has been eight years since school social workers project started in 2008.

We will explain our activities that are related to some problems at school like bullying, abuse, truancy, and more some problems related to development disorder.

In Fukuoka Prefecture, school social workers have developed in 56 cities and towns out of 60 area. That means the expect from family, school, and educational administration.

On the other hand, ministry of education inquired agenda for discussion about "school as a team" to the central council for education from 2014 aiming at "an appropriate workload for teachers at school" which is one of the important things recently.

Discussion in the working group of the faculty and staff of the school as a team finished with consultation of all 17 episodes, and the report was issued on December 21, 2015.

The started use of poverty, such as children in school social workers, we will play an important role of the member of "team school"

Organizing the school social workers project in the site of school education which is under development, our purpose is to clarify the role of the school social workers as a "team school"

Keywords: team school, school social worker, school education

---

\* Department of Welfare, Faculty of Health and Welfare, Seinan Jo Gakuin University  
\*\* Kyushu Institute of Technology